

医薬品副作用被害救済制度の対象とならない医薬品の一部を改正する件新旧対照表

○医薬品副作用被害救済制度の対象とならない医薬品（平成十六年厚生労働省告示第百八十五号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>一〇四十一（略）</p> <p>四十二 N―〔三―〕〔五―〕（四―クロロフェニル）―H―          ピロロ〔二・三―b〕ピリジン―三―カルボニル〕―二・          四―ジフルオロフェニル〕プロパン―一―スルホンアミド          （別名ベムラフェニブ）及びその製剤</p> <p>四十三〇百五十二（略）</p>	<p>一〇四十一（略）</p> <p>（新設）</p> <p>四十二〇百五十一（略）</p>